

平成 2 7 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

提 出

平成 2 7 年 4 月 1 日

も く じ

報告第 1 号	大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について -----	1
報告第 2 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について -----	1 1

印刷物番号

27 - 5

報告第1号

大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成27年4月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日付けで公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例

平成 27 年 3 月 31 日

条 例 第 1 6 号

(大東市市税条例の一部改正)

第 1 条 大東市市税条例（平成 3 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「または同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表および第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表および第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第 48 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 50 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 57 条および第 59 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改める。

第 141 条第 2 項中「または第 28 項」を「、第 28 項または第 30 項から第 33 項まで」に改める。

付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29 年」を「平成 31 年」に改める。

付則第 9 条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項および第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定に

よる申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

付則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成25年度または平成26年度」を「平成28年度または平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分または平成26年度分」を「平成28年度分または平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地または平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地または平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

付則第12条の前の見出しおよび同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第12条の2および第12条の3を次のように改める。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

第12条の3 削除

第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平

成 29 年度まで」に改める。

付則第 15 条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号および第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項および第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号および第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第20条（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条を付則第20条の2とし、付則第19条の8の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第18項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

付則第21条の前の見出しならびに同条から付則第23条まで、付則第24条（見出しを含む。）、第24条の3および第25条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第26条中「これらの規定」を「同条」に改める。

付則第28条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第

30項、第34項、第35項もしくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項もしくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

付則第29条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」に改める。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中大東市市税条例付則第16条の改正規定を次のように改める。

付則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

付則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に、「付則第3条」を「付則第3条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項および」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分に限る。）」、同号イおよび同条第3号の改正規定ならびに」を加え、「付則第4条」を「付則第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）およびイならびに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付則第5条の表中「付則第16条」を「付則第16条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中大東市市税条例等の一部を改正する条例付則第1条第3号および第4号ならびに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例付則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について

適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋および償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例によ

る。

- 2 新条例付則第20条の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

報告第2号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成27年4月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日付けで公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 27 年 3 月 31 日

条 例 第 1 7 号

大東市国民健康保険税条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「245,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 号中「450,000 円」を「470,000 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。